

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八千代市教育長

公表日

平成30年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	要保護及び準要保護児童生徒援助費支給に関する事務
②事務の概要	学校教育法に基づき、要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事務を行っている。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①要保護及び準要保護児童生徒援助費支給
③システムの名称	基幹情報システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 二十七の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第二十三条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 三十八の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報照会の根拠) 第二十四条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 学務課
②所属長	学務課長 吉村 昌彦
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-0045 千葉県八千代市大和田138-2 八千代市教育委員会 学務課 047-481-0302(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

